型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G－2126	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＫＲ－ＦＥ－2　ＤＢＡ１	ダイハツ　600Ｓ　ＤＢＡ－Ｍ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎G－2127	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＫＲ－ＦＥ－3　ＤＢＡ１	ダイハツ　610Ｓ　ＤＢＡ－Ｍ	〃
㊎G－2128	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＮＲ－ＦＥ－1　ＤＢＡ１	ダイハツ　601Ｓ　ＤＢＡ－Ｍ	〃

○国土交通省告示第三百九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年一月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎TDⅡ－17	運行記録計　ＨＯＲＩＢＡ　ＨＩ　Ｔ－1100	株式会社堀場製作所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地

○環境省告示第三十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、平成二十年度の我が国における温室効果ガスの排出量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　二酸化炭素　十二億千四百万トン
二　メタン　二千百三十万トン
三　一酸化二窒素　二千二百五十万トン
四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　千五百三十万トン
五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　四百六十万トン
六　六ふっ化硫黄　三百八十万トン
七　前各号に掲げる量の合計量　十二億八千二百万トン

（備考）

1　第一号から第六号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。

2　第一号から第六号までに掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。

○防衛省告示第七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年四月十五日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年四月二十二日（予備、同月二十三日及び同月二十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

自衛艦六隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　青森都市計画道路事業三・四・三号蜆貝八重田線及び三・四・二十四号筒井大矢沢線
三　事業施行期間　自平成二十二年四月十五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地

収用の部分　青森県青森市奥野三丁目、奥野四丁目、桜川六丁目、桜川八丁目及び筒井一丁目地内
使用の部分　青森県青森市奥野三丁目、奥野四丁目、桜川六丁目及び筒井一丁目地内

○関東地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百三十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
都留市田原一丁目五四四番から同市田野倉字下芦出一五一八番一まで	前	ＢＡ　七・〇〇～二八・〇〇メートル	六・〇〇〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・〇〇～二八・〇〇メートル 一一・〇〇～九八・八五メートル	五・六三四キロメートル 六・〇〇〇キロメートル 五・六三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号　都留市法能字宮代一一六二番一から同市玉川字立道二〇五番一まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十二年四月十五日

○北陸地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十三号